

新開昌彦議員の質疑

自動車運転免許の自主返納について <10月7日>



(新開議員) 今日は現場の声に基づいて、自動車運転免許証の自主返納について、お聞きします。まず、「自動車運転免許の自主返納の5年間の推移」について、資料の説明を求めます。

(警察本部総務部長) 資料は、県内の「過去5年間の運転免許の自主返納の件数」を示したものです。

自主返納の件数につきましては、年々増加傾向にあり、令和元年は、平成27年と比べて約2.7倍となり、年齢別では、75歳から79歳が約3.3倍、80歳以上が約4倍と特に増加しております。

(新開議員) すごい自主返納の数になっていますが、自主返納の手続きについて教えてください。

(警察本部総務部長) 自主返納の手続きは、各警察署のほか、各地区の運転免許試験場、及び県警本部内の運転免許管理課で受付を行っており、運転免許を受けている本人の申請に基づき、運転免許取消申請書を提出していただいで取消しを行うものです。

なお、自主返納が受理された際は、受付窓口において「申請による運転免許の取消通知書」の交付を行っています。

(新開議員) ある自治体の運転免許自主返納した方へのサービスについて紹介したいと思います。

「近年高齢ドライバーが加害者となる事故が多発しています。運転に自信がなくなった、運転しなくなった、などと感じている人や周囲から運転が心配といわれる人は、これを機会に自動車運転免許証の自主返納をして、自家用車に



頼らない生活を考えてみませんか。」ということで、この事業が開始されています。

「運転免許証を自主返納した 70 歳以上の人を対象に、交通系 IC カード 5,000 円分を交付して公共交通機関の利用を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑制を図るものです。申請の際は、警察が発行する『申請による運転免許の取消通知書』を持参ください」となっています。

そこで、現場の声を紹介しますが、9月初め、市議会議員からの相談で、「父親が入院しているため、息子さんが父親の免許証の自主返納の手続きのため委任状を持参し警察署に行ったが、窓口で、『本人が来なければならない。』と言われた。しかし、『父が入院し、免許証を返納するというので委任状持参してきた』ことを訴えると、窓口の警察官は、上司と相談した上で、警察官が、病院に電話をし、父親に自主返納の意思確認をした。そしてやっと、警察署から、『申請による運転免許の取消通知書』が発行され、市の交通系 IC カードを受け取ることができたと」のことでした。

先程手続きの説明を受けましたが、警察では、運転免許証自主返納の際、本人が警察署に行けない事情があり、代理が手続きに来た場合どのような対応をするようになっているのか、お答え下さい。

(警察本部総務部長) 運転免許証の自主返納は、原則として、本人による申請としておりますが、本人が病気等で来所できないなど特別な事情がある場合には、本人の意思に反して運転免許を取り消すこととならないよう、本人から委任を受けた家族等の代理人からの申請を受理し、その際、「申請による運転免許の取消通知書」を交付しております。

(新開議員) これは、代理でも受け付けるということで、よろしいですか、もう一度。

(警察本部総務部長) その通りです。

(新開議員) 自主返納が受け付けられた場合、対象者の居住地の交通サービスの案内や、今後、対象者が、自転車の利用も視野に入れると、自転車保険の案内等も必要と考えますが、どのように対応しているのか、お伺いします。

(警察本部総務部長) 自主返納後の交通サービスについては、各警察署において、知事部局作成の資料を基に、関係自治体に確認するなどして、管内における交通機関利用サービスを取りまとめた資料を作成し、自主返納者等に配布

するなどしております。

また、自転車保険加入の案内については、警察署の受付窓口へのチラシの設置、及び各種交通安全キャンペーン等でのチラシの配布、県警ホームページ等を活用し、周知を図っております。

自主返納時においても、必要に応じて案内しておりますので、引き続き、自転車保険加入のチラシを配布するなどの積極的な広報活動に努めてまいりたいと考えています。

(新開議員) 高齢者の免許証自主返納については、今後、増えてくると思います。

高齢者が、事故や入院をきっかけにして、家族が心配をして、説得をすることも増えてくると思います。代理で申請してくる家族の思いは、大事にしてあげていただきたいと思います。

今日、紹介した件では、上司に確認し、少し時間がかかったようでしたが、何とか出来たということです。代理で申請に来られた場合、スムーズに行くように、徹底すべきと思いますが、如何でしょうか。

(警察本部総務部長) 県警察といたしましては、本人が病気等で来所できないなど、特別な事情がある場合には、本人の意思に反して運転免許を取り消すこととならないよう、本人から委任を受けた家族等の代理人からの申請を受理するよう、業務マニュアル等により周知を図っております。引き続き、自主返納の手続きについて周知徹底に努めてまいりたいと考えております。